

第75回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成28年11月22日（火）16:00～18:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希、関根 敏隆

【専門委員】

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 定刻より2分ほど早いですけれども、皆様おそろいになりましたので、第75回人口・社会統計部会を開催させていただきます。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、11月7日の第74回部会に引き続きまして、家計調査の変更について審議いたします。

なお、本日は、嶋崎委員が少し遅れていらっしゃる予定と聞いております。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 本日の配布資料ですけれども、まず資料1としまして、第1回部会における宿題事項とその趣旨をまとめました資料、資料2としまして、それら宿題事項に対する調査実施者の回答を配布しております。また、資料3及び資料4は、再配布となりますが、審査メモと、審査メモで示しま

した論点に対する回答となります。総務省統計局説明資料を配布しております。その他、資料番号は付していませんが、座席図、出席者名簿、さらに、先週11月18日に行われました統計委員会において家計調査の審議状況の報告をした際に、委員の皆様方から示されました意見の要旨もお配りしております。

また、メインテーブルの方には、席上配布資料を1枚配布しております。席上配布資料につきましては、大変恐縮でございますが、会議終了後回収いたしますので、お帰りの際にはお席にそのまま置いておいていただきますようよろしくお願い申し上げます。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

審議に入る前に、本日の審議予定についてお話しします。本日の部会では、第1回に引き続きまして、今回の変更点のうち調査票の変更に係る事項を中心に審議を行いたいと考えております。

具体的には、まず、第1回部会の際に示されました家計簿の様式変更に関する宿題事項について調査実施者から回答いただき、それについて審議いたします。その後、今回の変更点のうち調査票の変更に係る残りの事項であります新旧家計簿の並行使用及び世帯票の変更について審議を行いたいと考えております。したがって、第2回部会で示されました宿題事項については、第4回部会で確認することにしたいと思っておりますので、どうかよろしく御了承ください。

また、本日の部会は、18時までを予定しておりますけれども、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。そのような場合には、御予定がある委員、専門委員等におかれましては、退席いただいて結構でございます。

なお、本日を含めてあと3回の予定ですので、効率的でありつつ、密度の濃い審議に御協力いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

それではまず、11月18日に開催されました統計委員会において、家計調査の審議状況について報告を行った際、委員の方々から意見が示されていますので、事務局から紹介をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 では、御紹介します。先週の統計委員会におきまして、部会長から、今回の審議方針、それから1回目、2回目の部会の審議状況を報告していただきました。報告いただいた内容そのものにつきましては、特段の御異議、御異論はなかったのでございますが、1点、家計簿の記入方法あるいは把握方法につきまして御意見がありましたので、御紹介します。資料番号は付けていませんが、1枚紙の「御意見等（要旨）」というのを御準備いただければと思います。なお、脚注でも記載しておりますけれども、いつもながら、この要旨につきましては、部会審議に資するため、便宜的に作成したものであることを御了承いただければと思います。

御意見といたしましては、清原委員から一ついただきました。電子マネーによる支払の記入についてということですが、2行目にありますとおり、負担が大きいということは承知しております。ただ、下から3行目の後ろですけれども、家計消費の実態を正確に把

握するため、できるだけきちんと、引き続き把握してほしいということで御意見が述べられたところでございます。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

清原委員からの意見も踏まえつつ審議を進めていただきたいと思いますけれども、あえてここで発言しておきたいということがございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

では、審議に入らせていただきます。

まず、第1回部会の際に示されました家計簿の様式変更に関する宿題事項について確認・審議いたしますけれども、かなりの質問事項がございますので、調査実施者から回答をいただく前に、事務局から資料1によりまして、質問の全体構成とその要旨について紹介をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 資料1を御覧ください。家計簿の様式変更に係る宿題事項につきましては、資料1の項番1の「試験調査結果について」から3ページ目の「6 集計方法について」まで、大きく分けて6つに区分し、整理しております。

まず1ページ目の「1 試験調査について」ですが、こちらでは、試験調査は、調査員の記入指導がないなど、調査方法等が家計調査本体とは異なり、一定のバイアスがあることは認識しているが、今回の変更の基となるデータとしてももう少し詳しい試験調査の情報が必要との趣旨から、具体的には、四角囲いの中に列記しております点が示されております。

続いて2ページ目になりますが、2の全国消費実態調査についてですが、こちらは、平成26年の全国消費実態調査を先例として、今回の家計調査の変更に生かした点を示してほしいとの趣旨から、具体的には四角の中に記載しております3点が示されております。

更にその下、「調査員の関与」についてですが、こちらでは、家計調査は、調査員の記入指導によって精度が確保されている面が大きいですが、将来的に高度なノウハウを備えた調査員の維持・確保が難しくなること、また、オンライン調査の拡充ということを考えると、調査票への記入をいかに機械的に行えるようにするかということが大きな課題と考えられるという趣旨から、具体的には四角の中の4点が示されております。

続いて3ページ目でございますが、具体的な調査事項、あとは家計簿の記入方法、その他集計方法に関する御質問について、こちらに整理しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2によりまして、調査実施者から各事項について回答をお願いいたします。大きく分けて6つに区分されておりますので、その区分ごとに審議を進めたいと思います。

なお、第1回部会終了後に、世帯票に係る質問も追加でありました。これについては、この後、世帯票の変更について審議する際に、まとめて説明をお願いしたいと思います。

それでは、1、試験調査結果のより詳細な説明について、調査実施者から回答をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計調査部消費統計課でございます。委員の先生方におかれましては、本日の御審議及び御指導をどうぞよろしく申し上げます。それでは、資料2に沿って説明申し上げたいと思います。

まずは、試験調査結果につきまして、家計簿B、これは現行の家計調査の調査様式を使ったものになりますが、現金欄の収支項目15行目、クレジット項目10行目で記載が止まっている割合が全体のどれくらいかというものでございます。

下の回答欄に目を移していただきたいと思いますが、家計簿Bにおける調査世帯51世帯のうち、現金欄の15行目で収支記入が止まった日が1日でもある世帯は29世帯でございました。15行目で記入が止まった日の延べ日数が69日となっており、家計簿記入の総延べ日数が1,105日でございましたので、それに対する割合としましては6%に該当いたします。また、当該15行目の記入は69項目になるわけですけれども、現金欄の記入総項目数が9,069でございましたので、それに対する割合としましては1%ということになってございます。

また、クレジット欄の場合は、10行目が現行様式では最後の行になりますが、そこで収支記入が止まった日がある世帯は10世帯でございました。10行目で記入が止まった日の延べ日数が24日でございまして、家計簿記入の総延べ日数が406日でございましたので、その6%に該当し、当該10行目の記入は、クレジット欄記入総項目数が2,602でございましたので、全体の2%に相当するということになってございました。

なお、現金欄とクレジット欄がいずれも30行あります新しい様式での途中となりますが、現金欄15行目、それからクレジット欄10行目で収支記入が止まっている日は総延べ日数で見ますとそれぞれ2%、3%でございまして、総項目数で申し上げますと、それぞれ0.2%、0.4%となってございますので、比較してみますと、家計簿Bの方が少し止まっている率が高いという数字が出てきている状況でございます。

続きまして次のページを見ていただきたいと思いますが、まとめ書きをその最後のところでされているとも思われるところでございますが、そうした内容はどのようなものがあるか、というものでございます。記入は、現金欄で申しますと29世帯が何らかの形で15行目で止まったということがあったということでございまして、その中身を見てみますと、特にまとめて記載されていると推察される例といたしましては、以下の4つでございます。

1行で書き切れない分を「食料」、「お菓子」などと一括りにしまして、その合計金額をまとめて記載しているのではないかと思われるもの。それから、本来ですと2行に分けて書くところを、1行に複数品目を記載するというものでございます。それから、行がないので、欄外に品目を書いている。それから、これは少しよく分かりませんが、1品目に対して、この品目に対しては価格が高いのではないかと、まとめて書いているのではないかと思われるものがございました。

本日は席上配布ということでお配りさせていただいているものがございます。もうそのものずばりを見ていただこうかと思ったのですが、一応調査票でございましたので、私どもの方から調査票そのものを皆様方の前にお出しすることは法的にできないために、そこ

からどのようなものがあったかというのをイメージ的に作成させていただいたものでございます。御覧いただければと思いますが、先ほどのとおり、恐らく書き切れないものをまとめて一括りにして合計金額を記載している、それから、1行に複数の項目、3番目のところに例がございますが、「ペットボトル」、「おにぎり」と全然違うものを1行の中に2つ書いて、金額も2行に書いているようなものがございます。また、欄外に書いているものがございます。その他、下から3番目でございますが、「いか刺身」が2,500円とありますが、恐らくこれは、その他の金額も含まれている、若しくは価格の記入が間違っているということでございます。このようなところが、全てではございませんが、まとめ書きをされている例として推察されるものとして挙げてきたものでございます。

それから、資料2の方に戻っていただきたいと思いますが、15行目ぐらいで収支の記入が止まった日がある世帯は属性的にどんな分布かということで、幾つか見たものがこの2ページから3ページにかけて記載させていただいてございます。まず共働きか、共働きでないか、それから表2でございますが、世帯人員のところではどうか、それから就業人員ではどうか、それから、次のページ、3ページへ行きまして、世帯主の就業・非就業の状態、配偶者の就業・非就業の状態ということでございます。いずれを見ておりましても、こういう属性を持ったところが記載を止める傾向にあるとは必ずしも言い切れない側面があるかと、もしかするとデータが少ないせいかもしれません、全体としましてはなかなか言い切れない部分があると感じてございます。

また、3ページの④になりますが、記入漏れがある世帯がどのくらいあると見積もられるかという質問でございましたが、家計簿の記入内容からは判別することができません、質問にございました、どれくらいの量が見積もれるかということはなかなか難しい状況でございます。本体調査におきましては、引き続き調査員によります記入指導で記入漏れ自体はなくしていくように対応して参りたいと考えているところでございます。

それから、次のページに参りまして4ページでございます。頂戴してございましたのが、世帯主の収入について、家計簿AとBで回答に差があったわけでございますけれども、具体的に全部、いわゆる収入の欄に記載があるのか、一部なのか、全くないのか、そこら辺の状況が分からないので、資料を出してほしいということでございました。第1回の部会でお出ししました図1-1でございますが、今回も真ん中にグラフを記載させていただいてございます。この家計簿Aの97%というのはどういう記入状態にあるのかという質問かと思っております。こちらにつきましては、勤労者世帯の中で、世帯主の定期収入のうち「本給又は各種手当」の記載がある、金額がゼロ円でない世帯をカウントしたものでございます。

下の方に目を移していただきますと、勤労者世帯、家計簿Aでは126世帯ございまして、「本給又は各種手当」の欄に記載があるものが122世帯ございまして、割合で申しますと97%ということでございます。記載状況は、これは組み合わせになりますが、「本給」の記載があるものと「各種手当」があるものでございますので、どちらか一方のみということも実はございまして、「本給」の記載があるものは120ございまして、記載がなかったものは2世帯ございまして、これが右側の「各種手当」のみでございます。また、「本給」の

「あり」の中でも、「手当」が一緒に書かれているものと「本給」だけが書かれているものがございまして、その数は下のとおりでございます。更には、社会保険料や税の控除項目があるわけでございますが、この控除項目の記載があるものがどのような状況だったのかといいますのが、その表の下の「うち各種控除あり」と記載してあるところが、合わせて記載があるといったところでございます。

続きまして、5ページに目を移していただきたいと思っております。試験調査の結果から、本体調査の変更を判断した事例があればということでありましたが、一番大きかったのが①に記載しているところでございます。試験調査では、世帯主用の口座入金、給与・年金の定期的な収入がある欄の新設を、世帯主用の記入欄を設けたほかに、世帯主以外の世帯員用の記入欄を設けてございましたが、そのときに配偶者とその他の方々をいわば同じページとして扱ってございました。今回試験調査を見ておりますと、必ずしも配偶者のところの記入世帯の割合の状況が現行家計簿とは均一ではない状況でありますと大きな差がないということございましたので、ここは配偶者がいらっしゃるものの可能性はもちろん高くありますので、ここを別建ていたしまして、「世帯主の配偶者」で1ページ、1様式設けるという形を、試験調査の結果を踏まえまして今回申請させていただいている調査票の変更では取り入れているところでございます。

②と③につきましては、注意書きでございます。試験調査を行った結果、こちらが思っている記入でない記入方法をとられた世帯がいらっしゃいましたので、お間違いがないように注意書きを追加するという対応を試験調査以降に考えたものでございます。

次のページ、6ページでございますが、試験調査はモニター調査でございました。そのような意味で、本体調査で行ってございます調査員によります記入指導は行ってございませんで、そのときに調査世帯からあがってくる疑義・質問についてはどのように対応したのかということでございます。

こちらにつきましては、あらかじめ私どもから受託業者へ想定問答のマニュアルをお渡ししまして、そのマニュアルを基に受託業者が対応したということでございます。

なお、当然、質問によっては、業者の方ではなかなか判断できないということで、対応のエスカレーションも私どもとしましても考えてございまして、もしそういうものがあれば、受託業者から統計局へ連絡して、私どもの方で対応する予定でございましたが、この試験調査におきましては、全て受託業者の方で対応できまして、私どもの方へエスカレーションする質問等はございませんでした。

なお、主な質問としましては、どちらかといいますと書き方のところでございまして、下の方に4つほど例を付けさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。基本的にこういうデータを基に変更されたということでございます。確認のために有益な情報をありがとうございます。よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。

続きまして、2、全国消費実態調査から得られた経験について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、私の方から引き続き説明させていただきます。

まず、全国消費実態調査の調査結果を踏まえて取り入れましたプレプリント事項につきまして説明差し上げたいと思います。

平成26年の全国消費実態調査におきましては、「口座自動振替による支払」欄でプレプリントをしているわけでございますが、「保育所の保育料」と「幼稚園の保育料」というこの2つをプレプリントいたしまして調査を実施いたしました。その結果、記入世帯数は1か月平均で約4,300世帯、8.9%、9%程度ございましたので、今回の家計調査の見直しにおきましては、これを合わせてプレプリントする形で「保育所・幼稚園の保育料」ということで取り入れることにしたのが、全国消費実態調査の結果を踏まえた導入事項でございます。

それから、次のページに参りまして8ページでございます。全国消費実態調査におけるオンライン調査の実施状況ということで質問を頂戴してございます。

全国消費実態調査では、全ての調査世帯におきまして、オンラインで回答するか、紙の調査票で回答するか、いずれかを任意にそれぞれの調査世帯が選択できる方法で調査を行いました。その結果、調査期間の3か月にわたりまして、家計簿をオンラインで回答いただいた世帯は、全体の4万9,647世帯のうち2,798世帯でございます。約6%、これが3か月間にわたりましてオンラインで回答したオンライン回答率ということになります。

二人以上の世帯のうち勤労者世帯につきまして、オンライン回答と紙での回答の世帯属性を比較しますと、こちらは参考的な説明になりますが、オンライン回答の世帯は、世帯主がどちらかという若い若年層、特に40歳代が多く出てきてございまして、また、どちらかといえば年間収入が高い世帯の方々がオンライン回答を選んだといった特徴が見られたところでございます。

次のページに参りまして、オンライン調査を導入するに当たって、調査員の記入指導が少なくなるように配慮した事項はあるかということでございます。

こちらにつきましては、いわゆるオンライン調査では電子調査票、家計簿を電子化したもの、その他各種の調査票を電子化したものを用いますので、その電子調査票の中に自動チェック機能を付与いたしまして、ここが紙と違うところでございます。入力したときにエラーチェックなどを行えるようにしてございまして、調査員によります内容審査や記入指導の簡素化・省力化を行ったところでございます。今回の家計調査におきましても、全国消費実態調査と同様に、調査票の中にはこの自動チェック機能を付与いたしまして、調査員の内容審査や記入指導の負担軽減を図りたいと考えているところでございます。

なお、どのような自動チェック機能を設けたかと申しますと、下に記載しているように、オフコードチェックやクロスチェックなど、自動的にできるものについては中に埋め込んで行ったということでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問・御意見をお願いいたします。

河井委員、お願いいたします。

○河井委員 今、資料2の9ページの自動チェックの件なのですけれども、先ほどのまとめ書きのところでも、試験調査に関する質問ではなかったのに質問しなかったのですが、まとめ書きで落とされているというか、金額が先ほどのまとめ書きのところだと、きちんと書かれているというか、金額が合っているのであれば、そんなに問題がないのかもしれないのですけれども、例えば誤って記入されているとか、あるいは収入を超えてしまうほどの支出があったとか、そういうチェックはされないのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは現場の中での自動チェック、リアルタイムチェック事項とはしてございません。審査自体は、現場の審査の後、都道府県における審査、更には統計センターにおける審査もございまして、そのような審査は集計の段階で行わせていただいているところでございます。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

これは、直接家計調査ではないので、あまり深く審議したくないのですけれども、単純な質問なのですけれども、最初はオンラインでやっていて、何か結構チェックされて、もう面倒くさいから紙で回答するとか、何かそのような動きというか、そこの辺りはどうなっているのでしょうか。分かりますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 おっしゃるとおり、最初は紙で、途中からオンラインになる世帯もありますし、最初からオンラインだったのだけれども、今お話があったように、どうもうまくいかないということで紙に戻ってしまうという世帯もあり、今日は出しておりませんが、数は調べてあります。先ほどのチェックの関係でありましたように、チェックが厳しくなりますと、紙へ戻ってしまうという可能性がありますので、そこら辺の調整というのが難しいなと感じているところでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

では続きまして、3、調査員の記入指導について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、10ページをお開けいただければと思います。調査員の関与、記入指導ということでは、現状の本体調査において、どんな記入指導が多いか、内容はどんなものかという質問を頂戴してございます。

調査員と私どもが直接、全員を集めてという機会はなかなかできないものでございますので、調査世帯への記入指導が必要なものにつきましては、定期的に行ってございます都道府県の家計調査担当職員を集めました研修会とか、それからブロック会議と申しまして、地方別に各都道府県担当者を集めた会議を行ってございます。こうしたところで、調査員を通じました記入指導を要請させていただいているところでございます。

その内容としましては、下に記載してございますようなところが結構多く出てくる話でございまして、調査員の方々にも、目を光らせていただくというか、よく見ていただくということをお願いしているものでございます。

収入に関するところでいきますと、事業収入とか内職の収入といった経費の取扱いとか、仕送り金などの受贈金は、まとめて書かれるとどこから来たかということが分からなくなってしまいますので、そこを別にしていただくなど。それから、世帯主や配偶者などの世帯員が就業者である場合は、きちんと収入に記入があるかどうか、ここはよく見ていただいているということをございます。あと社会保険料も、内訳がいろいろございますので、そこは一括記入とせずに、その保険料の種類に応じまして分割した記入をお願いしているところをございます。

支出につきましては、よくありますのが自動車購入のところで、新車と中古車の区別がなかったりしますので、そこは分かるように記入をお願いしているところをございます。また、購入に併せて発生する諸費用につきましても記入していただいているということで、そこはしっかりと指導をお願いしているところをございます。車検費用も、内訳をお願いしているところをございます。それから、保険料につきましては、保険の種類によりまして、積立型とか掛け捨て型とかがございますし、誰の何月分なのかといったところをしっかりと分けし、分かるようにしていただいているところをございます。それから、旅行の場合も、国内旅行か海外旅行なのかと、交通費とか、かかった諸経費が分割できるような形で御記入をお願いしているところをございます。それから、クレジット払いのときの分割払いの回数とか、商品券を使ったときの、特に現金との併用のときの記入の仕方、このようなところがよく間違えるところでもありますので、調査員の方々には世帯への記入指導をお願いしている。この辺が一番多いところをございます。

それから、11ページに参りまして、記入指導の軽減。調査員の記入指導の量を減らしていくためにどのような対策を講じようとしているかということをございます。

いろいろあるかと思ひまして、ここには3つ列挙してございますが、この3つに限定するということではございせんが、特に中心的に考えてございますのが、まず1点目が、正に今回御審議を頂戴しているものでございせんけれども、今回、家計簿の様式の見直しをいたしまして、「口座への入金」欄を個別に設けたり、今までですと、現金欄に括弧書きをいろいろ書いていただくなどなかなか難しさが出たところをございますが、そのようなところを今回の御審議をお願いしている様式変更に伴いまして選択方式にすることで、記入指導も軽減されるのではないかと考えてございます。

それから、調査世帯の方々御自身が御理解を深めていただくということも大事でございせんので、私ども統計局では「家計調査通信」というものを毎月発行してございます。これを全ての調査世帯に調査員を通じて配布しているところをございまして、この「家計調査通信」に、特にその月の季節的な話題などに合わせまして、特に季節に応じた収支項目につきまして、家計簿への正しい記入方法を掲載するなどしているところをございます。

本日は、資料2の参考ということで、私どもの「家計調査通信」の中で「今月の家計簿」ということで取り上げているものの例を3つほど御用意させていただいたところをございます。こういう機会を捉えて、世帯の方々にはいわば家計簿の書き方の御理解を求めているところをございます。こうしたところの理解が深まりますと、調査員が記入指導をしなくても、世帯の方々にあらかじめ書いていただける部分が多くなるということで、負担軽減

にもつながっていくものと考えてございます。これは従来から行っているところでございますが、引き続き行って参りたいと思います。

それから、今回導入を考えてございまして、御審議をお願いしておりますオンライン回答の導入でございます。まずは、先ほどのとおり、全国消費実態調査でも約6%の回答でございましたので、どこまで増えていくかというところはございますが、基本的にはこのオンライン回答を今後推進していくということで、記入内容が不十分なケースとか、1か月を通じて例えば電気代が入力されていないといった記入漏れなども、先ほどもございましたが、リアルタイムにチェックをかけていくといった機能を持てるということだと思っております。先ほどのお話のように、あまりやり過ぎてしまうと嫌われてしまうというところがございますので、そのバランスがとても大事だとは思っております。いずれにしても、普通の紙とは違いまして、幾分なりともここら辺の世帯自身の記入の是正、修正というのを促す機能でございまして、オンライン回答の割合を今後、6%だったものを10%、10%を20%と増やしていくことで、調査員の記入の指導若しくは審査の負担も軽減されると考えてございます。

他にもあるとは思っておりますが、このような3点を中心に考えていきたいと思っております。

次のページをめくっていただきまして、世帯主の配偶者の収入についての記入世帯の割合が低いということがこの前の試験調査でも出てまいりました。どのような原因が考えられるのかということでございます。世帯主の記入状況と違いまして、世帯主の記入状況は、本体調査でも、この前の試験調査でも97%でございましたが、配偶者の場合ですと70%台まで落ちてまいりますので、そこは何が考えられるのかということでございます。

一つは、ここに記載してございますとおり、雇用形態がどちらかと申しますと配偶者の方々の場合ですと、正規職員・従業員以外の割合が高いというところがございます。いわゆるパート・アルバイトの場合がございまして、この場合、勤め先の変更など、若しくは調査をやっているときに新しく勤め始めたといったときには、その月では収入が発生しないという場合がございます。このようなケースが入ってきますので、幾分か必ずこのようところで割合が落ちてしまうという傾向はございます。

続きまして14ページを説明させていただきたいと思っております。今回新設する口座の入金について、毎月決まった給与体系で支給を受けるものに給与明細が念頭に置かれていると考えられるけれども、パート・アルバイトの給与を「本給」として記入を求めると違和感がないかという指摘を頂戴しているところでございます。

ここは、実際の記入状況を見ておきますと、49世帯で配偶者の記入がございました。この49世帯のうち、パート・アルバイトの方は28世帯でございました。この28世帯ですが、このうち27世帯は、「本給」というところを書いていただいているということでございます。では一つ書いていないのではないかという話があるかと思っております。どこに書いていたかといいますと注書きでございまして、本来は正にその新設したところを書いていただきたかったわけなのですが、そこには書かずに、日々の収支に書いていただいているということでございました。ファクトという意味でいきますと、そういうことでございます。

なお、ここら辺のところは記入指導もできますし、またそのままでも私どもとしては処理できるというものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御質問・御意見をお願いいたします。

永瀬委員、お願いします。

○永瀬委員 丁寧な御説明、ありがとうございます。そうしますと、この13ページの表で見ますと、パート・アルバイトの方は37世帯で、うち28世帯しか回答していなかったと。うち27世帯が「本給」というところに入れて、1世帯だけが、多分口座入金ではなくて手渡しだったかもしれないと思われまじけれども、現金のところに入記されたということなので、そうすると、パート・アルバイトについての配偶者収入の把握が結構低くなってしまっている現状があるという理解でよろしいでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは書き方の問題なのか、先ほどのとおり、12ページのところで答えさせていただきましたような経緯があって、書かないというものと考えられます。もちろん、ここで「本給」と書いたことで、どこに書いていいか分からなかったのも、最終的に書かなかったという判断も含まれ得る可能性はあるとは思いますが。

○永瀬委員 例えば「本給、アルバイト収入」とか、何か本給というイメージとアルバイトで毎月変動する収入のイメージとはもしかしたら違うかもしれないと思うのですが、その辺は何か確かめようというのはありますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 今となりましてはなかなか難しいかと思いますが、例えば調査票の中で注書きを入れさせていただきまして、パート・アルバイトの方については「本給」の欄に書いてくださいということを調査票、若しくは私どもは記入の要領みたいなものを、記入の仕方のガイドをお渡ししていきますので、そこで喚起していくという対応が考えられるかと思えます。

○永瀬委員 あまりこの辺を調べたことがないので、それほどよく分かっているわけではないのですが、ただ、「本給」というイメージと、毎月変動して労働時間で収入が変わる方だと、少しイメージが違う。特に「本給」の下にまた「扶養手当」とか「住宅手当」とか「通勤手当」とかが並んでいますので、これはどう考えても正社員対応で、パートの方には少し違うような気もしがちな並びのような気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 実際のパートでお給料をもらっている人の記入の状況を調べた事例があるのですが、「基本支給額」とか「支給額」という項目欄で、本給にほぼ近い内容の事例が幾つか出てまいりましたので、「本給」で間違いはないのではないか、「本給」でも間違いなく書けるのではないかと考えています。

○永瀬委員 「基本支給額」、なるほど。

○白波瀬部会長 用語というところで、またこれは用語を変えると、これまでのということも出てきたりとか、難しいと思うのですが、少なくとも何か収入がありましたら、

全部書いてくださいねという非常に単純な話だとは思いますが。いろいろなことを調査票の中に注意書きで入れるというのもなかなか難しいと思いますけれども、この時点で、現在持っているデータで「本給」というところに本格的なメスを入れるところまでには至っていないかもしれない。ただ、少なくとも、永瀬委員からも言及がありましたように、パート・アルバイトの収入については、収入額そのものがもしかしたら過小評価されている部分があるかもしれないということで、あと現場からの声というのは、いいような、悪いようなというか、本当にそれが全体の一般的なこととして理解できるのかということも含めまして、できるだけ過不足なく情報を正確に上げる工夫をしていただくということで、少なくともデータから見えていることは、就業形態によって、しっかり収入として入れる人と入れない人の間に差があるというのは、これはかなり有意の差ということになりますから、この辺りの対応をどのようにするのかということ御検討をいただきたいと考えますけれども、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 はい、結構でございます。多分、今一番収入として伸びる可能性があるのは、世帯主の残業代もありますけれども、残業代は今非常に減る方向にありますので、パートの部分かなと思われて、ここを先ほどの調査員の方の感想というのは、私自身も理解できる感想だなと思うのです。しかし、それをなるべく捉える工夫が重要なのかなと感じる次第でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。貴重な御意見、ありがとうございます。

では、他に何かございますでしょうか。

よろしいですか。

では、次に進めさせていただきます。続いて、4、家計簿の調査事項について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、14ページを御覧いただきたいと思えます。前回、第1回部会の際に、奨学金の返済項目を設けてはどうかということでもございました。独立行政法人日本学生支援機構が公表してございます奨学金の返還者の数は、年々増加しているという状況になってきてございます。先般の国勢調査の人口ベースで何%になるかと見ますと、3.1%の方々が今返済、返還中ということでもございます。世帯を分母にして見ますと、これは全世帯に対してどれだけの世帯がいるかということではございませんで、人数に対して単純に世帯数を分母にしたものでございますが、7.3%ということになります。

ここの数字をどう見るかというのは少しございますが、家計調査で実際にどのような記入状況かということで見ただけですが、27年12月分と28年1月分、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県から提出された家計簿の勤労者世帯で確認いたしましたところ、12月分、これは678世帯あるのですが、そこでは20世帯、1月分は31世帯で奨学金返済の記入があったところでもございます。単身世帯では、12月分は38世帯、1月分は43世帯ございましたが、そのうち12月分は2世帯、1月分は3世帯での記入がございました。ここら辺は判断がなかなかつきにくいところではございますけれども、数字は一定程度の割合として上がってきてございます。今回、口座振替欄につきましては、あまり項目数を増やし過ぎると見落とし

も出てしまうだろうということで、基本1ページに収めるということを考えているところ
でございまして、この中でどれを入れ込むかという判断になってくるわけですが、
奨学金返済のところにつきましては、必ずしも上げるほどの高さではないのではないかな
と感じているところでございます。

それから15ページでございます。世帯票の方に入っておりますが、「在学者の学校の種
別」で、在学、卒業の別の欄を設けて、卒業者の学歴を聞くのはどうかということでござ
いまして、正直、関心としてはあるというのは非常によく分かるところでございます。た
だ、この世帯票は、また後ほど説明させていただきたいと思いますが、これは世帯が答え
るというものではなくて、家計簿の記入を開始する前に調査員が補助的にとっている、い
わゆる他計式のものでございまして、通常は玄関先で調査世帯から聞き取って作成してい
るものでございます。学歴は、これは国勢調査などもそうでございますが、実は回答への
いわゆる忌避感を招くようなプライバシー性の高い調査項目でございまして、他の統計調
査と比べましても結構負担が大きい家計調査でございますので、学歴をここで聞き取る
ということは、調査員の負担も増やしますし、結構世帯から敬遠されてしまうというこ
とを危惧するところでございます。

また、世帯票の「在学者の学校の種別」というのは、集計における世帯属性というこ
とで見ている一つであるとともに、家計簿で記入された授業料について、そこを見る項目
でもございますので、そのような意味でいきますと、卒業者のところは集計のみというこ
とになるかと思うのですけれども、先ほどのとおり、調査項目に入れていくのはなかなか
難しいのではないかなと、全体にも少し影響しかねない項目にもなると考えてございま
す。

調査事項につきましては以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、ただ今の御意見に関しまして、御質問・
御意見をお願いいたします。

神林委員、お願いいたします。

○神林専門委員 すみません、確認なのですが、奨学金をもらっているということは収入
の方の調査項目として入ってくるのですよね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 もらっているということについては、収入
としては入ってまいります。

○柳沼総務省統計局統計調査部消費統計課企画担当課長補佐 単身の学生さんは入ってい
ないのですが、家族にいれば入ってくると。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 家族にいれば入ってくると。ですので、収
入項目としては、学生がいらっしゃって、奨学金を受け取っていらっしゃる方がいらっし
ゃれば、収入項目として入ってまいります。

○神林専門委員 受け取ってれば入ってくる。そうすると、奨学金は債務になりますか
ら、普通の支出と、奨学金を返済するというのは質的に違う支出ですよ。それは区別し
なくていいのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 返済、収入を区別する必要があるというこ
とですか。

○神林専門委員 はい。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 支出ですか。支出も区別しています。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 借入金の返済という形になります。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 問題は、ここでの議論は、プレプリントするか、しないかという議論でございまして、一定数いらっしゃるの、返済も年々少し増えてもいて、一定数そういう返済者も増えているので、プレプリントした方がいいのではないかという提案を前回に頂戴いたしました。

○神林専門委員 分かりました。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこら辺が今回、世帯数で割ると7%というところで、ある種少し微妙なところなのです。大体10%ぐらいいくと、入れるかなという判断をしているところではあるのですが、必ずしも足りていないというわけではないのですけれども、どうしようかなと。どれか違うものを落としてこれを入れるとか、そういうことを少ししていく必要があると思うところがございます。

○神林専門委員 分かりました。

あともう1点、「在学者の学校の種別」なのですけれども、その学歴を聞くというのは非常に難しいというのは承知しているのですが、年々歳々時間とともに学歴の構成というのは変わってきていて、今どんどん、昔ほど学歴を聞くことに違和感がないような社会になってきているという調査もあります。ですので、恐らく昔からこれは伝えられていることだと思うのですが、これは要望なのですけれども、直近でどれほど学歴を聞くということが妨げになるのかということに関しては、少し気を使って、どこかで再検討していただくことができると思います。これは要望です。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。一番直近でいくと、国勢調査とか大規模調査のときに聞いておりますので、現場でどういう意見があったかということは押さえておきたいとします。ただ、家計調査で導入するにはサンプル数としていかがかという話もあり、ここもまた別途検討しないといけないところではないかなと思います。

○白波瀬部会長 少しいいですか。あまり何かこういうのに乗ってはいけないのですけれども、立場的に。でも家計行動ですよ。それで実態で、どのような家計の実態が起こっているのかという中身を分析する場合に、まず行政データで学歴というと、皆さますごく忌避感があるということをおっしゃるのですけれども、私もそれについては、今すぐどうのとか、家計だから学歴を聞くという、この論理はなかなか私としては、そうですかとは納得しがたい。逆に言えば、非常にベーシックになるというか、非常に基本的な属性の男か女かも含めたところ、あと働き方ということも含めて、これは若干そういう意味でも越境になりますけれども、国際比較等々を考えますと、学歴がない調査というのは奇異な目で見られるというのが正直ありまして、それが本当に家計調査云々というところを超えたところでそれが全くないわけではないので、確かにこのところで在学、卒業の別を入れるかどうかというのは、私も少し難しいところかなと思いますから、現状でと思います。ただ、少なくとも、学歴云々に関しては非常に忌避感があるという都市伝説についてはいつか少し見直していただきたいなというのが、すみません、少し議事録に残してもらおう

かなと思って言いました。よろしくお願いたします。

○永瀬委員 私も、家計調査では確かに少し難しいかなと思うのですが、例えば全国消費実態調査などでは将来的には入れることを考えてもいいのかなと、学歴は非常に重要な項目なのかなと思うということを一言申し上げたいと思います。

また、さっきのところに戻るのでありますが、配偶者の収入のところですが、もう一度前回のものをよく見ますと、世帯主の収入の捕捉はプレプリントでものすごくよくなったわけですね。それから、公的年金の捕捉もプレプリントでものすごくよくなったと。配偶者の収入だけ全く変わらない。全く変わらないのはなぜかという、例えば、できることなら自分の収入は書きたくないと思っている人が「本給」と聞かれたら、これは自分は違うなと思いきや、いいですね。「本給」、「扶養手当」、だから、もしもそれを変えられないのでしたら、先ほど注を入れるということをおっしゃっていましたが、せめて注ぐらいい入れた方が、配偶者収入の把握というのは今非常に重要な項目になっていると思いますので、現行どおりというよりは、何か小さな工夫をできる方向でお願いしたいなと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 その把握をしっかりとしていくということは、私ども調査実施者にとっては本当に大事なところでございますので、委員が今御指摘のようなことが実現できるように考えていきたいと思っております。

○永瀬委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 では、どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点少し確認しておきたいのですが、このプレプリント項目なのですが、今回のように大幅な変更があった際に見直そうという形で出てくるのですが、これを数年ごととかに、記載状況を踏まえて、ある意味、機械的に、欄が限られているので、それこそ取捨選択して、これは減ったから、先ほどの奨学金ではないのですが、奨学金が増えてきたならそれを入れようとかという一定の基準を設けられて、適宜入れ替えるような方法は考えられないのですかね。その方が機動的かと思うのですが。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 指摘のところはあると思います。かつちりと、この数字になったので自動的に変えるとか、そうはならないのでしょうか、指摘のように、定期的きちんと記入状況を見ながら、今の情勢からすると、これはもう入れていった方がいいのではないかと、大分落ちてきたから、これとこれはひっくり返していいのではないかと。先ほど少しパーセントを申しましたが、私どもは現段階におきましては、基本、1ページに収めることをしっかりとやっていかないと、もしかすると記入が落ちてしまう可能性もあるのではないかと、思っておりますので、そこら辺は現時点としましては守っていきたく思うのですが、そのときに1個に入るのが何%になっているのかというのは、実はそのときによって少し変わってくる可能性がございます。ですので、いずれにしても、記入状況を見ながら、常にそこら辺の入り繰りも頭に入れながら調査を進めていくと。必要に応じて変更申請をさせていただきまして、また場合によりまして委員からの質疑や御議論を頂戴するという形でいきたいと思っております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少しケースは違うのですが、生産動態統計調査とか小売物価統計調査のように、基準を決めて、その基準に従って入れ替えると、軽微な変更として、いちいち諮問審議を経ずに変えられるという、つまり機動的に変えられる。何年も待って変えるというのが果たしていいのだろうか。この経済情勢はかなり変化が激しいと思いますので、数年ごとにそこは統計委員会の審議を経たような基準を定めて、今すぐにではなくて将来的にということ結構なのですが、将来的にはそういう基準を定めて適宜機動的に見直しが行われるようにした方が、この調査の質の向上にもつながるのではないかという趣旨でございます。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 分かりました。そういうところも踏まえて検討して参りたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。基準という言葉になりますと、なかなか横並び的にはこれでというわけには内容的に少し難しいところもあるかと思っておりますけれども、一つの御提案として承りたいと思います。では、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、5、集計方法と6、家計簿の記入に疑義が生じると思われる事案の記入方法につきまして、まとめて調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、16ページを御覧いただきたいと思っております。家計簿の記入に疑義が生じると思われる事案ということで、まず1点目が、定期券で乗り越しをしたときの金額確認はどうするかと。

これは、SuicaとかICカードを利用していることが前提になりますが、定期券で乗り越したとき、実際に乗り越した金額が幾らになるかというのは、そこはその世帯の方にお調べいただくということになるのですけれども、駅員に聞くとか、確実なのはICカードの履歴を印字いただきまして御確認いただくということだろうと思っております。その部分のどのような見方をすればいいのかというのは、16ページに記載させていただいたところでございます。

それから、17ページを御覧いただきたいと思っております。いただいたものとしまして航空券の料金制度が非常に多岐にわたっているわけですが、ポイントの一つでございますマイレージで航空券を無料で入手した場合に、金額としてはどう判断するのか、どの金額のチケットを入手したのかということでございます。

書き方につきましては、回答の17ページに記載したところでございますが、金額につきましては、結局、実際にどの飛行機に乗るとか、その飛行機の時期、それからその取り扱いを見まして、そこで金額を決めていただくということしかないと思っておりますので、そのような指導、対応をしているというところでございます。したがって、早い時期に交換してしまうということであるとすれば、例えば特割の価格として考えさせていただくことにさせていただきますが、もう残り期間も短い中で、いわゆる定価ベースのものしか残っていない中でマイレージの使用となりますと、その価格として扱わせていただくということでございます。

続きまして18ページでございますが、Suicaなどの汎用性の高いものだけではなくて、

単独の会社、お店などで利用可能なカードも電子マネーと考えるのか、それとも汎用性のないテレホンカードのように購入時点のみの把握でよいかという質問でございました。

こちらにつきましては、いわゆる購入の選択肢として汎用性を持っているということでございましたら、使える店舗の範囲は問わず、そこはいわゆる現金と同じような取り扱い、電子マネーとして取り扱わせていただくというものでございます。他方で、ビール券とかお米券とか図書カードとかテレホンカード、そのような購入可能な商品が限定されている場合、どこのお店で使えるか、範囲としては広くあったとしても、引き換えられる商品が限定されている場合は、汎用性が低いと扱わせていただきまして、その商品券に相当するものを購入した時点若しくは受贈した時点で家計簿に記入していただくという取り扱いをさせていただいているところでございます。

次のページ、19ページに参りまして、電子マネーの利用に係る記入方法の変更は、単に記入方法の変更と考えてよいのか、それとも、電子マネーの利用を別立てにすることにより記入漏れが減るなど、いわゆる支出額捕捉の違いがありそうなためなのかということでございます。

結論から申しますと、お見込みのとおりとまいりましょうか、そういう要素も効果もあり得ると考えてございます。近年は、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化してございますので、また普及してございますので、発生頻度も昔と比べれば増えてきてございます。現行が極めて複雑な記入方法でございますので、その量が増えてくるということで、記入負担が昔と比べれば増えてきているということでございます。これまで家計簿の記入例ということにつきましては、先ほど来、話もございまして調査員の指導によって正確性の確保を保っているところでございますが、記入方法の煩雑が増し、複雑さがあれば、記入漏れを誘発しかねないと考えるところでございまして。こうしたことから、新しい家計簿で御審議を頂戴しております電子マネー関係の選択肢を新しく設けるということは、単に記入方法の変更ということだけではなくて、報告者の負担軽減、更には発生し得る記入漏れの可能性を低減させるような効果もあろうかと思っております。

次のページに参りまして20ページでございまして。Suicaに現金をチャージしたときの家計簿記入の確認ということ、またオートチャージされたときの記入方法ということでございまして、20ページに記載させていただいております。

現金でチャージしたときには、チャージした日の現金欄にまず記入していただきます。オートチャージの場合でございまして、このチャージした時点はクレジットの状態に入っておりますので、クレジット扱いとしましてそのチャージ金額を記入してもらいまして、その引落しがあったときには、これはいわゆる返済のところに該当しますので、口座自動振替の欄のカード支払いとしてのクレジット払いの欄に記入していただくという形になります。

それから、今のことにやや関係してまいりましてけれども、21ページでございまして、6番の集計方法ということで、今説明させていただきました現金でチャージしたときの取り扱いでございまして、電子マネーで支出したとき、先ほどの例は、現金の電子マネーへのチャージの書き方でございましたが、そのチャージされた電子マネーで支出したときに、

集計上の取り扱いとして、チャージ分は除外して、電子マネーとして支払内容を集計していると理解してよろしいかという質問でございました。この回答は、お見込みのとおり、指摘のとおりでございます。

具体的な流れを下の方に記載させていただいてございますが、いわば概念上、電子マネーの収支勘定が存在するようなイメージで、その収支をコンピューター上で計算して処理しているというのが、現在の集計でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 では、今の御説明に対しまして、御質問・御意見はありますでしょうか。よろしく願いいたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員 電子マネーについて、前回幾つか質問させていただきました。最初のSuicaの乗り越し等については、理解いたしました。ICカードの残額、利用明細等の駅でのやり方などは、恐らく説明のところに加えていただくのだと思います。

もう1点は、最後の集計方法のところ、こういう電子マネーの収支勘定がなされるという、このイメージは理解いたしました。これは、月をまたがってもこうなるものなのでしょうか。例えば、1万円をチャージして、1か月で使い切るのではなく、随分長いことかかって使われるという、それはもう大丈夫なのでしょうか。繰越しになるということですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。電子マネーそのものが勘定体系を実際に持って、そこでずっと見ているということではなくて、その1か月の集計のときにコンピューター上で、あたかもこの収支勘定が発生しているかのように処理させていただいて、残ったものは繰越金となります。ということで、次の月の関係はそこで整理されるということになります。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。どうぞ。

○重川専門委員 今の質問に関連した話なのですが、そうすると、途中で入金がなく、電子マネーで支出ばかりになってしまうと、マイナスが繰越しされて、そのままそれをずっと計算していくということになりますか。例えば調査をする最初のところで様々な電子マネーの現在高の確認はするのでしょうか。そうすると合うとは思いますが。どうぞ。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課情報化担当課長補佐 調査の最初に電子マネーの額を聞くことはしておりません。その月の中で、今回チャージして減って、残額を繰越すという話で説明させていただきましたが、残高がマイナスになった、チャージ額よりも支出額の方が多いという場合であれば、マイナスの額を今度は繰入金の方に計上いたしましてバランスを合わせると。それはその前月までの間に電子マネーのチャージが既に行われていたとみなすということになっております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。どうぞ。

○**関根委員** 別件で、17ページで御説明があったマイレージの話について、やや細かくなって恐縮なのですが、別にマイレージを使って買うものは航空券だけではありません。航空券のポイントを他の商品に換えてしまったりする可能性もありますよね。奥様の財布やハンドバッグになったりとか。ここでの説明ですと、航空券については何かいろいろ擬制して調べるといふことなのですが、ポイントと交換できる商品を纏めた表に掲載されているものを全部いちいち調べようにも、原価は分かりませんし、ましてやそれをヨドバシカメラか何かのポイントに換えてしまうことになったら、いろいろ面倒ではないでしょうか。その結果、誰も何も書かないということになってしまうのでは。ですから、立て付けとしてこれをやられるのは分かるのですけれども、どこまで実効性があるのか、ここを拝見していて疑問に思ってしまったのですけれども。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** そうですね。ここは、真の姿は確かに分かりづらいところはあります。ただ、今回、実は負担軽減の観点で廃止もさせていただきますものの一つに現物というのがございまして、ここもどこまで捉えて消えているのかという話はあるのですが、これまでの過去の私どもの経験からいたしますと、これも同じく、実は世帯に調べているのですけれども、それなりに実は調べてもいただいておりますが、捕捉率がどこまであるのかという話のところまでは、真の姿は分かりづらいところではございますが、一定数きちんと上げて、その数字も確認を頂戴してございますので、やり方とすると、先ほどのポイント変換はまだ実は現金支出をされている状況ではございませんので、そこは押さえる必要はないと思いますけれども、物に換えられたときには、これは収入として上げて、支出金額としてはお調べいただいておりますので書いていただくということでございます。

○**白波瀬部会長** かなりそういう意味では、今の関根委員の御指摘は、本調査の根幹にかかわるといふところもなきにしもあらずといふか、誇大にするつもりは全くないのですけれども、結局、家計調査のところでは、どこは絶対外さない、でもこの部分についてはなかなか把握が難しいといふところに結局はなっていくのではないかと思うのですけれども、統計委員会のところでも質問が出ましたように、何か分からないけれども、電子マネーとかポイントというのがどんどんあって、みんな景気停滞だと言っているのですけれども、実はそっちの方に目を向けると、結構いろいろなものが回っているよという話もあるかもしれないということになった場合に、家計調査としてはどうコメントできるかといふところは最終的にどこかで決めなければいけないところはあるのかなとは感じているのですけれども。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** 正直な話、経済の全体からすると、ポイントで使われている分というものは、それは極めて小さいと思いますし、その中でも家計調査が全て押さえ切れていないかといふと、そんなこともないとは思っているのです。ただ、キャッシュレス化がどんどん進んでいくと、そうは言えない状態にもなってくるかと思っておりますので、私どもとしましては、きちんと押さえられる仕方を導入していかなければいけないと。そのときに今のこの紙の方式が対応できるかといひますと、今回、調査票の変更を御相談させていただいているところでございますが、これはベースとして必要なところ

だろうと思っはいるのですけれども、これでキャッシュレス化が大分増えてきたときに対応できるかという、それこそ落ちてくる可能性が十分考えられて、それを考えないといけない。ですので、私どもとしましては、今度導入を考えてございますオンライン調査、オンラインの家計簿を基盤といたしまして、最近Fintechなどで金融機関との接続を家計簿ソフトともしていくとか、レシート部分をいかに読み取っていくとか、先ほどのFintechの話ですと、ポイントの状態をどこで実際に支払ったかどうかというのを押さえることにもなっていますので、このようなところを早々に私どもも整理していきまして、今回のオンラインの家計簿の導入をいわば一つの一里塚として、次のステップに進めていくことが大事だろうと考えている次第です。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 すみません、よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ポイントの話なのですが、そもそも家計調査において、家計支出の中で、ポイントを入りにして支出している割合というのはどれぐらいあるのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 今、集計事項として、実は立ってはいないのです。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 立っていないのですか。実はマクロ的には多少把握できる可能性はあると思います。チェーンストア協会とかは、店の販売額のうち、どれくらいがポイントで出たという金額を一応公表しているのです。ですから、マクロのデータと合わせてみて、今後調査をやられるわけですから、実際にどれぐらいうまく捕捉できているかということは事後的に検証できると思うので、是非、調査が始まってからやっていただくとありがたいかなと思います。それは多分、他の業界でも、決算データを見れば、ある程度ポイントの付与額は分かると思います。

○白波瀬部会長 逆に言えば、ここの調査だけで全てをもしかしたら把握できないということはあって、それは日進月歩で、あと、ここはミクロのところなので、ミクロからとマクロというのはそんなに容易に突合できるものでもないで、その捕捉率というところも少しいろいろ慎重にやった方がいいかなと個人的には思うことあるのですけれども、神林専門委員、何か。

○神林専門委員 こういう調査方式ですと、ポイントあるいはマイレージに係る価格を、適切なものを探してくるよう頼まないといけないわけです。それはマイレージは典型例なのですけれども、高いものから安いものまでいろいろあって、何を意味しているのかというのは正直に言ってよく分からないところがあると思います。多分、価格自体をこの調査で調べるということはそんなに重要なことではなくて、使っているかどうかということ調べるということが多分重要なのではないかなと思うのです。そう考えると、価格が分かるのだったら、なるべく記載してほしいけれども、分からないのだったら、何ポイント使ったということだけでも構いませんと、集計をどうするかというのは少しおいておいて、そこだけでも教えてほしいと言っておく方がいいのではないかなと思います。

ポイントの価格については、それはもうやる方は、ポイント制を作る方は、1ポイント

幾らになっているかというのは物すごく、それはセンシティブに計算しますから、全業界に聞けば分かると思うのです。なので、価格自体をここで調査するというのは少しヘビー過ぎるような気がします。

○白波瀬部会長 それは本当に検討課題としてすごく同意見で、つまり、それはオンラインにしたから分かることではなくて、要するにポイントだけをトントンと出してもらおうとか、つまり中身自体がすごく複雑化しているので、やる方は記入することの定義自体をきちんと理解してというのがすごく大変な作業になってくるかなと思うのです、もし調査だったら。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。ただ、立て付けをどうするかという話が先ほど少し出ましたけれども、立て付けで考えていくときに、実際にどこまでカバーしていけるかという話は、そういう誤差といいたいまいしょうか、非標本誤差はあるとしても、本当に捉えないでいいという判断をこの場でするかというのは結構大きな話になるかと思うのですけれども、そうではないということですか。

○白波瀬部会長 それは全く違います。それは全く違いまして、ゼロか100かの議論をしているわけでは全然なくて、ただ、ベースのところには恐らくそのような議論は、この部会の中で、次の3回のうちのどこかで少し言及する必要があるかなと思うのです。そういう意味では、多分、関根委員も、ゼロか100のところを立て付けの問題があるという形での問題提起ではなかったと理解していますので。ただ、この点については、あと神林専門委員からも言及があったように、少し議論をしなくてはいけないかもしれないということです。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません、今申し上げているのは、マイレージだけを書いていただくということになってしまうと、結局そこは価格が分からない状態で、そこは立て付けが違うのではないのでしょうかと申し上げているわけでございます。

○神林専門委員 つまり、これは価格が分からなかったら、どうやって書くのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは正に調べていただくということを今はやっているわけですよ。

○神林専門委員 ということですよ。なので、価格が分からない、価格を調べるのは嫌だと被調査者が思ったら、多分落としてしまう、書かないということになるのではないかというのが僕が危惧することで、それぐらいだったら、マイレージを5,000マイル使いましたと書いてくれと。価格は分からなくても、5,000マイル使ったということを書いてくれと、それでビックカメラのポイントを500ポイント使ったというのを書いてくれと考えた方がいいのではないかということです。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 通常のポイントについては、価格との関係性は普通はあるわけですね。幾らのものが幾らになるかというのは普通はあるわけなんです。極めて特殊な例で今、飛行機の話をしているわけでございまして、その場合、物販と取り替えた場合の話で、実際に購入に使っていれば、これは確実に分かっているわけなんです。物と引き換えたときにどうするかといったところの話をされていらっしゃると思います。

○関根委員 少し難しい話になってしまいますが、結局このポイントはディスカウントなのだと思うのです、我々、物価指数を作る立場からすると。どういうことかという、例えばマイレージを稼ぐために、アメリカを2往復しました、そうしたら沖縄に1回行きましたというときに、家計は、効用として、アメリカ2往復プラス沖縄1往復をアメリカ2往復の値段で買えたということなので、それは何らかのディスカウントを受けたということになると思うのです。

実は家計調査でやっている擬制の計算というのは、ディスカウントしなかったような計算になるわけです。というのは、その値段があたかも収入としてあり、あたかもそれを支出したかのように計算しますので、実態としてはお金を払わず、ディスカウントして効用を得たということに対して、そのように記載されない。それが他のものに化けても同じこととして、アメリカ2往復してハンドバッグが付いてきたら、本来ならそのハンドバッグ分だけ得したわけとして、それを支出したと考えるのは難しい。神林専門委員がおっしゃられたように、数量としては2往復プラスハンドバッグ1つ支出したのだけれども、金額としてはこれしか出していないと記載すれば、どうやってアグリゲートするか難しいのですけれども、何らかのディスカウントをしたという実態は出てくると思うのですが。

ではそういうことは、どうやって我々が物価統計で捕捉しているのかと問われると、この手のノンリニアプライシングみたいな話になると、ほとんどもう不可知の世界に入るといって、とりあえずなかったことにしようというのが現状です。ということですので、この話がどれだけ難しいかというのはよく分かっているのですが、正に部会長のおっしゃるように、何らか、ゼロか100かの回答ではなくて、いい擬制方法として、例えばポイントの収支だけでも記載するなどやっていくと、何かそこら辺を解けるものがあるのかもしれない。実は知恵がなくてこういう質問をしているところがあって大変申し訳ないのですけれども、そのぐらい難しい問題ということだけは少しお伝えしたかったということです。少し難しい話なのですからすけれども、それは我々の悩みもシェアする形なのですが、結局このポイントはディスカウントなのだと思うのです、我々の物価指数を作る立場からすると。どういうことかという、例えばマイレージを稼ぐために、アメリカ2往復しました、そうしたら沖縄に1回行きましたという話ですよね。そのときに我々が普通に何もやらなければというか、家計は、効用として、アメリカ2往復プラス沖縄1往復をアメリカ2往復の値段で買えたということなので、それは何らかのディスカウントをしたということになると思うのです。

実はここでやっている擬制の計算というのは、ディスカウントしなかったような計算になるわけです、やってみれば。というのは、その値段があたかも入ったようにして、あたかもそれを支出したかのように計算しますので、結局それはきれいに閉じた形にはなるのですが、実態としてはお金を払ってなくて、ディスカウントして効用を得たということに対して、そのように記載されない。それが他のものに化けても同じこととして、アメリカ2往復してハンドバッグが付いてきたら、本来ならそのハンドバッグ分だけ得したわけとして、それを支出したと考えるかどうかというのは難しく、ただ、神林専門委員がおっしゃられたように、数量としては2往復プラスハンドバッグ1つ支出したのだけれども、

価額としてはこれしか出していないと記載されると、どうやってアグリゲートするか難しいのですけれども、何らかのディスカウントしたという実態は出てくると思うのですが、ここら辺が少し難しいところだと。

我々も、ではそういうのはどうやって物価統計で捕捉するのかとかと言われると、この手のノンリニアプライシングみたいな話になると、ほとんどもう不可知の世界に入ってしまうということで、なかったことにしようというのが現状なのですけれども、正直言うと、だからどれだけ難しいかというのはよく分かっているところなのですが、それをどう考えるかというのは結構難しいので、正に部会長のおっしゃるように、何らか、ゼロか100かの回答ではなくて、いい擬制方法として、例えばポイントの収支だけでも記載できるとかやってみると何かそこら辺を解けるものがあるのかもしれませんが、少し私も実は知恵がなくてこういう質問をしているところがあって大変申し訳ないのですけれども、そのぐらい難しい問題ということだけは少しお伝えしたかったということなのですけれども。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。私は、内容としては非常に重要だと思うのですけれども、とりあえず時間もございますので、この案件につきましては少しここまでとさせていただきますと思います。ただ、ポイントにつきましては、かなりこの家計調査の中で重要なこととございますので、少し時間を改めまして、ここでは何を明らかにしているのか、逆に今ポイントか価格かということがありましたけれども、その点につきましては、みんなが共有している今現在進行形の案件ということでございますので、調査実施者側を責めたり、何か回答をくれと言っているわけではさらさらございませんので、その点については誤解がないようお願いしたいと思います。この点については、少し持ち越しというか、少し議論をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか、それ以外のところで。よろしいですか。

○永瀬委員 すみません。これはとても小さなことかもしれないのですけれども、ふるさと納税で物品が家に来るとするのは結構今あると思うのですけれども、この辺はどうなっているのかなど。少し時間もないので、疑問だけおしまいさせていただきますけれども、どうなっているのか。

○白波瀬部会長 その辺りも含めまして、少し別途検討させていただきたいと思います。

これで、第1回部会における宿題返しとしては大変たくさんございました。短時間の中、おまとめいただきまして、感謝申し上げます。

ただ、かなり根幹的なものは見て見ぬ振りをして通るわけにはいきませんので、全体的な宿題の課題については大変よく対応していただいたと思います。繰り返しですけれども、ありがとうございました。

一応、この家計簿様式変更についてなのですけれども、ひとまずここでは適当という判断で整理させていただくということにするべきかどうかというのはあるのですけれども、少しこれはここで適当というわけには、現在進行形で、一番ポイントのところは少し残ってしまったので、それは実質的には議論だけということかもしれないのですけれども、様式変更に関する判断につきましては少し持ち越しとさせていただいてよろしいでしょうか。基本的には、申しあげましたように、宿題でよろしいということとさせていただきますけれども、

電子マネー、ポイントにつきましての説明につきまして、少しもう一回慎重に、こちらとしても説明できるような体制をとりたいので、少し調査実施者とも相談の上、検討させていただきたいと思います。根幹から今後ちゃぶ台返しをするつもりは全くございませんので、その点は御理解いただきまして、最終的には次に持ち越したいと思います。

それでは、家計調査の様式変更の審議はひとまず終えさせていただきましたので、今回の変更について、審議を進めさせていただきたいと思います。

審査メモに戻らせていただきまして、2ページのイのところなのですが、審査メモでございますので、ずっと前からございます資料3というところでございます。ここの新旧家計簿の並行使用について、事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 審査メモは本日配布の資料3にあります。こちらの2ページのイ、新旧家計簿の並行使用のところを御覧いただければと思います。

こちらですが、家計簿の様式変更については、今審議いただいているところでございますが、今回、家計簿の様式は大幅な変更が予定されております。そのため、2ページの四角囲いの中に記載しておりますが、平成30年1月からの1年間は、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿を、残りの半数には現行の家計簿を使用し、新旧家計簿を並行的に使用するという形で1年行いまして、平成31年1月から全調査対象世帯に新家計簿を使用するという計画となっております。

その下の審査状況の2段落目辺りに記載しているのですが、並行使用につきましては、調査内容そのものに今回変更はないのですが、様式変更によりまして、回答状況に変更が生じ得ることは否定できないところですので、調査結果の接続性を図る一つの方法としては有効なものではないかと考えられます。しかしながら、他の方法も考えられると思いますので、その中で今回の並行使用という方法が最適な方法となっているのかを確認するとともに御審議いただければと考え、論点aとbを投げかけております。また、並行使用とした場合、調査実務や集計等が問題なく行われるかを確認するため、論点のcとdを設定しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では続きまして、調査実施者から各論点について、説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 資料4になりますが、そちらの5ページを御覧いただきたいと思います。今、事務局から御提示いただきました論点に対しまして、一問一答で回答させていただいているものでございます。

まず最初に、新家計簿の使用に当たって、集計結果にどのような影響が生じると想定しているのかということでございます。

私どもは、新家計簿の導入で集計結果に必ず大きな影響があると考えているわけではございませんが、「口座自動振替による支払」欄の見直し、それから「口座への入金（給与・年金等）」欄の新設、それから日別収支記入欄の様式変更など、今回の家計簿の変更は多岐にわたりますので、調査世帯が記入する収支金額に増減の影響を与える可能性は排除でき

ないのではないかと考えてございます。私どもの経験でも、調査票を少し変えると、場合によっては記入の仕方に影響を与え、それが数値に影響し得るということはございますので、今回の変更によって何らかの影響を発生させる可能性はあり得ると認識した対応をする必要があると思っていますところでございます。

それで、並行使用は、調査結果の整合性を図るために有効な手段となっているか。他の方法の検討はどうかということでございます。

私どもとしまして、他の方法はいろいろあるかと思っはてはございます。家計簿様式の並行使用を考えておりますのは、調査と集計の実務体制をいわば2本立てにする、2系統にするという必要性がございまして、我々、いわゆる統計作成に従事している調査員、都道府県、それから集計機関でもございます統計センターも含めまして、その事務には少なからず煩雑さを生じさせるというのは不可避だと考えてございます。ですので、できれば避けたいというところもなきにもあらずではあるのですが、先ほどのとおり、結果数値に影響が発生する可能性はなかなか排除できないだろうと、それは少し覚悟しておかないといけないだろうと。その際に、仮に新旧の結果数値に一定のギャップが生じた場合には、その大きさをその場で計測し、結果利用の利便性、利用者の方々にそのような情報を提供してあげる必要があるだろうと考えているところでございます。したがって、現行家計簿の並行使用を行うことが、事務の繁雑さは発生しますが、利用の面を考えると、肝要な方法ではなかろうかと考えているところでございます。

他の方法につきましても、並行使用せずにいきなりダイレクトにどんとつなぐ方法とか、もちろんそのような方法論とかは検討しましたが、結果数値に一定のギャップが万一生じた場合の実務上の備えとしては、この方法が望ましいのではないかと考えている次第でございます。

それから、現行家計簿と新家計簿の正に並行使用でございますので、論点として挙げられているのは、世帯への振り分けを考えないといけない。それはどのように行うのかということでございます。

5 ページの下の方に c 回答として付けさせていただいてございますが、結論から申しますと、調査員ごとで A と B を分けるということでございます。市町村の中で調査員を A と B に分け、半分ずつにする。半分に割れないところがあれば、他の市町村とまとめて半分にしまして、全体として全国で基本的には A と B を半分にするような形に調査員の段階で振り分けたいと考えてございます。したがって、調査員から申しますと、A になった人は新しい調査票を配り、B になった人は現行の調査票のまま、今までと同じような調査法を続けるということございまして、そういう意味では、配り分けということは現場段階では発生しにくいと考えてございます。

それから、最後の d としての論点でございますが、集計方法はどのように行うのか。公表までの期間に影響を生じないのかということでございます。

先ほどのとおり、系統を2つに分けて行いますので、調査票の符号格付、それから審査といったものは、家計簿の新旧に応じまして2つのグループで行うことを予定してございます。ただ、結果数値は最後にまとめますので、そのところは統合した形で行うというこ

とでございます。先ほどのとおり、結果数値に影響を与える可能性は念頭に置く必要性はあるだろうと考えてございますので、そのときのいわゆるギャップの大きさ若しくはその補正等をやるためにも、新旧それぞれの結果を集計しておく。公表ということではございませんが、集計はしておくということで考えているところでございます。また、公表までの期間につきましては、当然でございますが、影響を生じさせないように取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

なお、この他にも、現在、前回説明させていただきましたように、新しい指標作成などの検討も行っているところでございまして、その点に関しましては、全体を総合的に判断して、どのような公表体系にしていくのかというところは、その部分でまた改めて検討する必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

何か御意見はありますか。

○河井委員 では早速、まず5ページのbの回答の下から2行目のところに「実務上の備え」と記載してあるのですが、これは先ほどの話だと、どれぐらいギャップがあったかという情報を提供するという事だったのですけれども、それ以上のことはお考えになっていないと。調整をやるとか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 発生した場合は、利用する際に、特に前年同月の取扱いをどうするかということが一番のポイントになると思います。家計調査は、どちらかといいますと、前年同月の動きが一番見られるというところでございますので、その前年同月にギャップが生じた場合には、それをいわば補正した状態の数字も併せて出すということが適当だろうと考えてございますので、そのようなことを念頭に置きながら集計体系を組んでいきたいと思っております。

○河井委員 では、補正をお考えになっているということですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうです。

○河井委員 もう一つなのですが、cのところ、調査員ごとに振り分けると。同一地方内でちょうど半数になるように振り分けるということで、ランダムサンプリングされると考えてよろしいのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○河井委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

では、神林専門委員。

○神林専門委員 少し細かい点かもしれないのですが、1月の時点で半々にすると考えていらっしゃるのですか。1月の時点では、多分12分の1しか標本替えはないと思うのですが、その標本替えがない、標本替えに当たらない世帯も、半分は家計簿を変えるということをする。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうでございます。1月の時点で調査票の切替えを行います。ただ、そのときにはAとBが分かりますので、半分は引き続き同じも

のを使い、半分は、5か月目の人もいれば6か月目の人もいるのですが、いきなりそこで新しいものになるといってごさいます。

○河井委員 今までこれでやっていただけたけれども、今月からはこっちですよ。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。

○河井委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ただ、いい意味でも、悪い意味でも、いろいろなパターンのずれが出てくるので、そこはもう覚悟の上ということですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。私どもも今のような形で6分の1ずつ変えるとかということも考えたのですが、そうしますとかなりコントロールが難しくなってくる可能性がありまして、これは思い切ってどんと変えるというのが、接続という観点にしましては一番処理がしやすいのではないかと考えております。

○佐藤統計局統計調査部消費統計課調査官 少し付け加えますと、家計簿のBというものも新たにできるのですね。中身は今までの家計簿様式なのですけれども、表紙なども入れ替えるということを考えています。ですので、どちらの世帯においても、家計簿は入れ替わるように感じられると思います。

○白波瀬部会長 感じられると。

どうぞ、嶋崎委員。

○嶋崎委員 今の御説明ですと、平成29年から30年のところで半分が変わって、前年同月とのギャップ補正と。それと同じ数で全く同じことが30年と31年のところで行われるという。本当にそれと同じことを2回やる必要があるのかどうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 指摘のとおりです。悩みは私どもも同じでございまして、どのように考えたかと申しますと、私どもも、できればそれは避けられるのだったら避けたい。ただ、そうしますと、1回でやるとしますと、今度は逆にギャップが発生したときに、程度にもよるかと思いますが、仮に先ほども話がありました補正をしないと利用しづらいようなギャップが発生した場合に、手の打ちようが今度はなくなってしまいうというもございまして、そういうことを考えて参りますと、2回生じてしまつて、本当に補正が発生してしまうと、御利用される方からすると、去年もやって今年もやるのかという感じは残ってしまうとは思うのですけれども、最善の策ではないかなと考えている次第でございまして。

○関根委員 議論のための議論みたいな、あまりいい議論にならなくて申し訳ないですが、先ほど前年同月比とかギャップとか、いろいろ話がありました。似たような問題は、例えば統計委員会で毎月勤労統計について議論しているときにもありまして、接続していないものをどう考えるのかと。あのときの毎勤の話は、どちらかというとき景気循環として見る際には前年比とか前月比とかが重要なので、そこについては同一サンプルから計算される前年比を継続してみたいと思います。それは景気循環として見るときで、構造統計として見るときは、ギャップ修正はもうやめてしまい、ガチャンとくっ付けてしまいたいと思います。これは新旧データのどっちも正しいと割り切るといってごさいます。例えば、今、幾ら稼いでいるのかとかを見る際には、前年比とかは比較しないでもいいでしょうという割

り切りがあったと思うのです。

その話をこちらの方に応用し、さらに、家計調査というのは、構造統計としての性格により軸足を置いていくものだと考えると、前年比などは景気循環の話なので、あまり気にしなくていいのではないかと。そうすると、思い切って全部変えてしまっても、接続しないというのも一つの立場かなと。もちろん、そんなに簡単ではないということも分かります。前年比が大好きな人たちがたくさんいますので。ただ、もし構造統計だと割り切ってしまう、毎勤統計の議論をここで適用するのだったら、何も半数ごとにじわじわとサンプル替えをせずに、実査として負担軽減のためにも、全部一度に変えてしまったらと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。毎月勤労統計調査と家計調査の少し違うところを申し上げさせていただきますと、家計調査は毎月6分の1ずつ替えていきますので、ローテーションのサイクルは今度毎月勤労統計調査が導入されるサイクルよりももっと短く、前年同月を考えたときには、実は1年前のサンプルとはそっくりそのまま全部替わっている状態での比較になります。ですので、今も既にある種思い切った比較をしているというのが現状でもございます。私どもの判断では、仮に半分を同時並行でA B方式でやったとして、集計はダイレクトでいく選択肢もまだ残してございまして、必ず補正するということではございません。そのままダイレクトでやってしまつて、2年目も結局ダイレクトでやってしまうと。あとはこの負担のところがあるのですが、世帯においては負担というのは、正直、今までの方は今までどおりですし、新しいところは切替えのところは確かにございますが、そこは負担と考えるまでもないのではないかなと。今回の調査につきましては、どちらかというところを簡略化させていただいておりますので、相対的には簡素化されていくものだと思っております。

あとは、この調査の現場、私ども都道府県、それから調査員の皆様方がしっかりその分を統計のために努力するというのが一つだろうと思っておりますので、今回のところは私どもはどちらでも選択できる体制を整えるという方法論を考えているということでございます。ダイレクトに接続する可能性もあるということで、その辺は今後十分、データも見ながら判断していきたいと思っております。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。どうぞ、神林専門委員。

○神林専門委員 多分、調査票を変えるということとサンプリングを替えるということはロジカルに違うことですので、サンプリングを替えることによって生じる断層を修正するのは統計学の話ですけれども、調査票を変えることによって生じる断層というのは、サンプリングでは解決できないのです。なので、こういう橋渡しのようなサンプルが必要だというロジックだと思います。なので、恐らく十中八九、補正をすることになると思うのですけれども、サンプルを半分失うと考えるべきであろうと思っております。

その他のやり方としては、1月時点で半数のサンプルを替えるということは、1か月目で替わる世帯と、2か月目で替わる世帯と、どんどん分布するわけです。それを避けて、替わるサンプルは常に3か月目で替わる。替わるタイミングを12月から1月だけではなくて、1月から2月、2月から3月と、替わるタイミングのバリエーションを増やしていく。そうすると、12月から1月になることで発生する変化と、調査票が変わることによって発

生ずる変化というのが、その区別を付けることができる割合がどんどん増えていきますので、少し細かい話ですけれども、そういうやり方もあるかなと補足しておきます。

○白波瀬部会長 大変有益な御意見だったと思います。そういう形で見ますと、確かに調査票自体の変化がどうかという議論が出てきますので、今回は多分そちらの方の議論というか、軸足としては、毎月勤労統計調査とは少し違った観点というところでの議論かと思っておりますので、その点はいかがでしょうか。調査実施者から、何かございますか、今の観点で。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そのとおりでございまして、先ほど私もそれを言わなくてはいけないところを、すみません、漏れておりました。指摘のとおりでございまして、調査票の変更の伴うところでもありますので、そういうことでございます。

○神林専門委員 そういう意味では、サンプルサイズが足りるのかというのが一番危惧するところで、連続するサンプルが半分になってしまうのですよね。多分、真の変動というのはそこしか出てこない。その変動と、あと調査票が変わったグループでの変動というのを合わせるような格好で補正することになると思うのですけれども、調査票が変わったサンプルというのは、そういう意味では情報はほとんどないはずなのです。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 指摘のとおり、倍にしてやる、オーバーラップさせるというのが本来望ましいということはそのとおりでございまして、ただ、本当にこれは増やせる状況でもございませぬので、その制約の中での対応ということで御理解いただきたいと思っております。

○神林専門委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ、審査官。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点だけ確認なのですが、dのところ、「新旧家計簿のそれぞれの結果を集計しておく」という話なのですが、そのしておかれた集計結果を、これは公表もするという理解でよろしいでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 AとBというのはあくまでも調査実施側の都合でございまして、皆様方は恐らく、この審議に御関係していただいているので、AとBでどれくらいのギャップがあったかとか、そういうところで御関心をお持ちの部分はあると思っておりますので、その数字を見てみたいというところはあるかもしれませんが、家計調査の目的とすれば、毎月の消費支出金額を集計するというところでございますので、集計するものは正に合成された数値を公表していくということでございます。ただ、それに当たって、1年前と比べたときのギャップがかなり大きいような状況が仮に発生するとすれば、この集計しておいたデータを使って、その数字の見方を解説する、補正した数字の参考的な、若しくはそれを主とする数字の出し方をさせていただくということを考えているところであります。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 私が言いたかったのは正にその最後の部分で、ギャップが生じたか否かにかかわらず、この調査票を2種類にする影響はこの程度なのですよ、変わらないのですよということを示す意味でも、新旧それぞれの結

果を公表する意義はあるのではないか。本系列というわけではなく、参考系列でそういう結果を公表して解説するというのが……。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 否定はしないですが、それは程度問題でして、御承知かもしれませんが、家計調査の統計表というのは、表数はそんなにございませんですが、かなり細かなところまで、それを基幹統計としてAとBで出す意義はほぼないと思います。例えば、全体の消費支出金額がどのようになっているとか。

○白波瀬部会長 でも、説明責任というか、あたかもそういうのをやっていないかのように見せるということはいけないと思うのです。A、Bとやっているわけだから、そこはきちんと出して、表さないと、たとえ1年の過渡期的なことでも、それは作業として必要なことではないかと思えますけれども。

○神林専門委員 多分、今話すべきことではないのかもしれないのですけれども、恐らく出てくるのは、Aの系列がずっと出てきて、Bの系列が出てきて、1年間オーバーラップしているという集計表が出てきてくれると、ユーザーサイドとしては、AとBではどれぐらいギャップがあるのかというのはそちらで御判断くださいといったことができるのだと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 私どもの経験からすると、そちらで御判断くださいというのは、なかなか御判断くれなくて、AとBのそれぞれの数字の精度が悪いのではないかとかというのも含めまして、なかなかそのような見方をしてくれないがあるので、やるときには、私どもの方で、私どもとしての回答というのはこれで、使い方としてはこうではないでしょうかというのを提示するのが伴わないといけないと思います。

○神林専門委員 あと、本当は気にするべきではないのかもしれないのですけれども、労働力調査の調査票の変更があるときには、新系列と旧系列を別々に分けて出すということになっていると思います、オーバーラップさせながら。なので、総務省統計局の中で調査票を変更するときに、どういう格好で新系列と旧系列というのを出していくのかというのは、調査でばらばらであると、そこはそれで多少説明しないといけないところはあるのではないかなというの少し思いました。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ただ、労働力調査の場合ですと、概念そのものが変わって、それで旧系列をそのまま生かしていく。昔の見方をしようと思ったかどうか、そういう話でありますので、基本的には、調査票を変更したときには、そういう概念の変更を伴わないときには、新旧のオーバーラップをさせて、それを公表していくというのはやっていないと思います。新しく、例えば失業率とか、新しい概念にし直したとか、新しい定義に入れ替えたときには、過去の定義で見ていった場合の数字と新しい数字を見て、そういうオーバーラップはさせてはいるのですが、今回の家計調査はそういう概念の変更はしていませんので、可能ではあるかと思えますけれども、少し誤解されて見られると。私どもは、Aで見る意義はほぼない、研究的意義しかないと思うのです。実体分析をするということではないとは思いますが。

○白波瀬部会長 ただ、繰り返しの事柄ですけれども、やったことを正確に出す。それがどうたたかれて、ギャップがどうだったかということも含めて、それを覚悟でやっていて、

この度の変更は良しということでやるわけですね。それは、部会もその了解で審議を進めているわけですし、統計委員会もそれで承認するなら承認するということであります。ですから、そういう手続を経た上での調査票の変更ということになりますので、併記というか、それは公開して説明をし、ですから、この間の違いは何かという意味の説明ではなくて、つまり、こういう形で移行しましたというのは、これは事実ですし、そこの中のデータの質そのものも、この経過時期については違いますというのは事実ですので、それについては、別途公表の方法あるいは対象も含めて、少し特別扱いで出していただくという方が私は正しいというか、そのようには思いますけれども、逆に言えば、そこで何か中で補正して、その最終プロダクトだけパーンと出すということの方が、もしかしたら中長期的には問題になってくるかもしれない。少なくとも現統計委員会では、それはなかなか通らないのではないかと気が私は個人的にはしているのですけれども、その辺りはどのような公表の仕方をされるのかというのは少し御検討いただきまして、ただ、少なくとも、今の議論からいたしますと、現時点で私が思うのは、併用はいたし方ないと。調査実施者も、それぞれの負担とコストも含めて、同じことですが、こういうやり方をしたいということをお勧めされておりますので、その意味、理由についてもよく理解はできます。ただ、その結果をどういう形で公表するかについては、今までどおり、何もなかったかのような経過措置としてやるとか、バックアップデータだけでというだけでは、少しこの場で承認はさせていただきにくいのではないかとというのが私自身の意見でございますので、少しその辺りは御検討いただけますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 かしこまりました。一言、すみません。表したい統計を推計するために、調査票を幾つかに分解していくということは、これまでも技術的に統計委員会の御審議でもあったと思います。例えば、ショートフォーム、ロングフォームとがあったときに、ショートフォームとロングフォームの共通事項について、必ず絶対に分けて集計するという事は本当にこれまでやってきているかということ、それは統計数字の信頼性という観点から、逆に精度が低いものを見せるのは、誤解も生じかねないという御判断もあるかと思っておりますし、必ずしもそうはされてはいないという事実もあるのではないかと考えるところでございます。これは、AとBという技術的に取り入れたものを公表したくないと申し上げているわけではなくて、全体整理の中で公表していく意義ということ、いろいろな御利用の方々にとってのメリット、デメリットなども考えながら、少し検討して参りたい、相談していきたく思います。

○白波瀬部会長 調査実施者の御懸念というのは十分理解できるのです。ただ、前例主義でそのままというわけにはなかなか参りませんし、それはどういう程度のものをどういう形で出すかというのが検討だと私は考えておりますので、全部出せとか、弱みが云々というところについては、もちろん協議の上で、最も効率的な形で出すべきとは思いますが、ただ、繰り返しですが、それは実はこういう形でやっていたのですよという説明文3行だけでは終わらないというか、それについては、その事実についてはどこかで担保するような説明責任は付いて回るのではないかとございまして、どこまでというところにつきましては、御懸念とか、全部出せとか、そういうことを言っているわけでは

ないので、それは少し協議の必要はあると思っておりますけれども、それを出さないという形はもうこの御時世、少し難しいのではないかとも思いますし、逆にユーザーサイドにとっても、本来であれば、それぞれのデータはそれぞれの癖と弱みを持っているはずなので、それをきちんと出していただくことによって、ユーザー側の責任として使わなければいけないのです。その了解が実は不十分にしかなされていないので、不当なバッシングが来るというのはよく分かっているのですけれども、逆にいえば、それは研究者なり、使う側の責任であるべきところが、そうではない部分も出てくるということになりますので、それは協力しながら、情報がどういう形でもきちんとしたリテラシーの下で公表されるべきかというのはもっと大きな枠組みで捉えるべきだと思いますけれども、この辺りの集計結果の出し方につきましては、少し相談させていただきたいと考えます。よろしいでしょうか。

時間が予定しておりました時間を2分過ぎまして、本当はもう一つ案件があったのですが、すみません、そこまで至りませんでした。

部会の冒頭でも説明いたしましたけれども、次回の部会では、第2回の部会の宿題、そして本日の部会で出されました意見について、少し協議をさせていただきながらまとめていくということになるかと思えます。

最後に、皆様方をお願いでございますけれども、本日の審議内容につきましては、追加で御質問やお気付きの点がございましたら、時間が短くて大変申し訳ないのですけれども、今週金曜日11月25日正午までに、事務局まで電子メール等により御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本日の審議内容につきましては、次回第4回の部会の状況と併せまして、12月16日に開催予定の統計委員会に私から報告する予定でございます。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 次回の部会は、12月5日月曜日の10時から、本日と同じ、こちらの会議室で予定しております。

また、先ほど部会長からお話がありましたが、追加の御質問等ございましたら、11月25日金曜日正午までに、メールにより事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日の議事概要についても、事務局で作成次第、メールにて照会いたしますので、こちらについても御確認をよろしくをお願いいたします。

もう1点、席上配布資料については、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。